三　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあっては、第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結果

四　要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項

五　法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針

10　帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（搬出しようとする土壌の調査）

第五十九条　（略）

一　要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（次項、次条並びに第六十条第一項第四号及び第三項第一号において「掘削前調査の方法」という。）

二　要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（次項、第五十九条の三並びに第六十条第一項第五号及び第三項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

2　掘削前調査の方法は次条に定めるとおりとし、掘削後調査の方法は第五十九条の三に定めるとおりとする。

9　帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（搬出しようとする土壌の調査）

第五十九条　（略）

一　要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しようとする土壌を調査する方法（次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において「掘削前調査の方法」という。）

二　要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土壌を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）

2　掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一　土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

二　前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質（令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。）による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。）ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ　掘削対象地が浄化等済土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌をいう。）又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

ロ　掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌（イの土壌を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ハ　イ及びロに掲げる土地以外の土地

三　掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画すること。